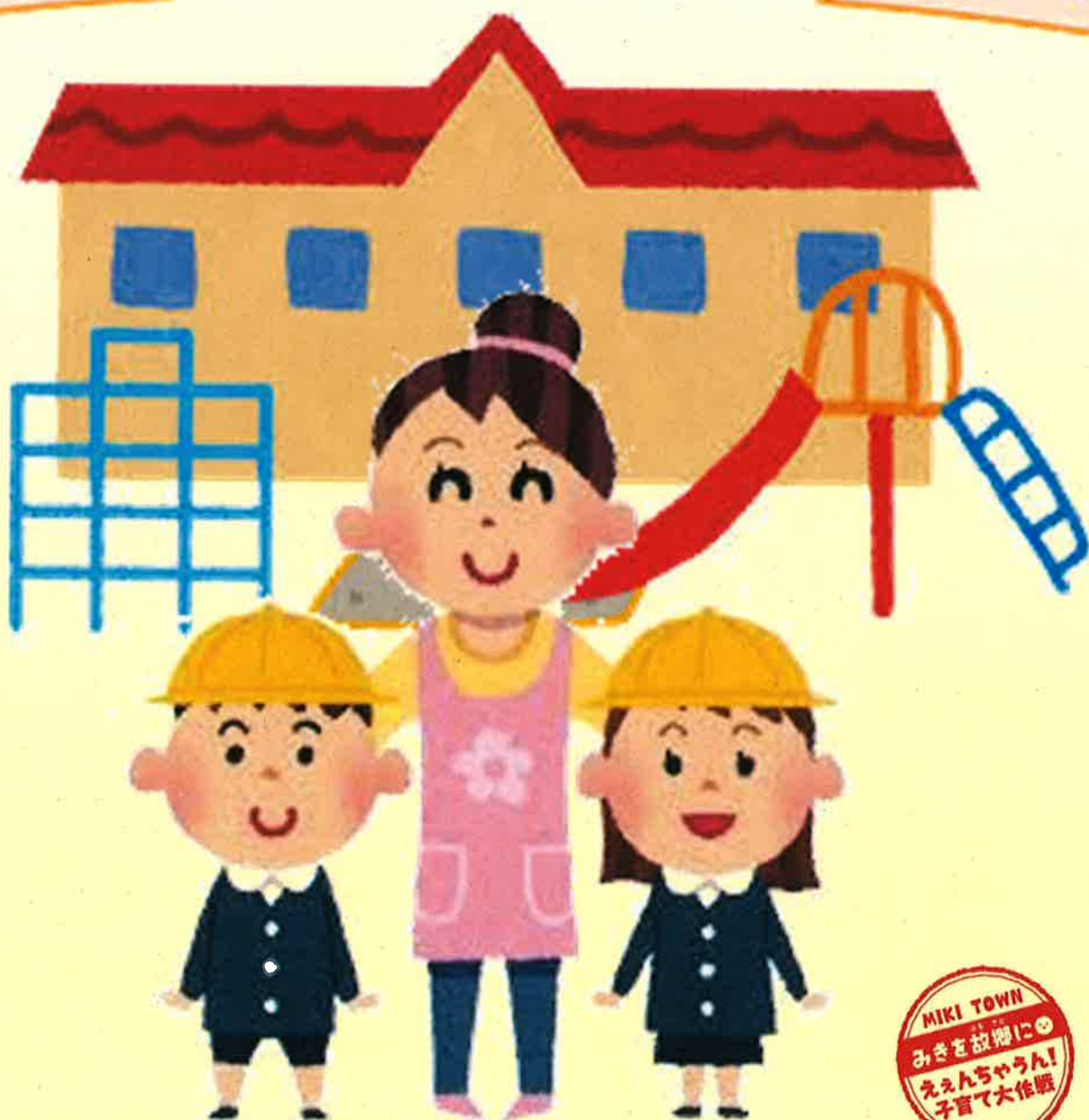


「支給認定申請・保育所(園)申込」 手続きガイド



このガイドは、子ども・子育て支援新制度に法って、三木町在住者の保育所の入所(園)等、施設の利用手続きについて説明するものです。

※ 三木町に住民登録がない、または住民登録はあるが実際には住んでいない場合、町内の保育施設の利用はできません。

も く じ

子ども・子育て支援新制度について	1
支給認定制度について	1
支給認定の対象者	1
支給認定の種類と有効期間	1
保育の必要量	2
入園・入所の流れについて	2
保育所（園）の入所受付について	2
施設を利用するための申請書類	2
支給認定の変更申請について	3
保育の必要性の認定と提出書類について	3
保育の必要性の事由	3
利用者負担（保育料）とその算定に必要な書類について	4
利用者負担（保育料）について	4
保育料算定のために必要となる書類	4
保育料の切り替え時期	5
保育料一覧	5
多子世帯の保育料の軽減について	6
保育所一覧と保育時間	6
よくある質問について	7
ちょっと預かってほしいときには	8

子ども・子育て支援新制度について

急速な少子化の進行や待機児童問題を解消するために、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

「子ども子育て支援新制度」は、この法律に基づき、幼児教育や保育、地域の子育て支援の充実・質の向上を図ることを目的として、平成27年4月からスタートした制度です。くわしくは国のホームページをご覧ください。

子ども・子育て支援制度 内閣府

検索

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>

支給認定制度について

子ども・子育て支援新制度では、小学校就学前の子どもの教育・保育を保障するため、「支給認定制度」が創設されました。これにともない、施設の利用申込みの際、入所（園）希望施設への申込みのほか、お子様一人ひとりに対して、施設利用資格の確認（支給認定）を行います。

支給認定の対象者

三木町に住民登録していて、町内の施設かどうかにかかわらず、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業（給付対象施設）の利用を希望する子どもが対象です。（施設の意向により、対象とならない場合もあります。）

支給認定の種類と有効期間

子どもの年齢や保育の必要性に応じて表1の区分に分けられており、支給認定区分によって利用できる施設が決まり、有効期間については、認定区分によって次の表のとおりです（2号・3号認定の有効期間は保育の必要性により異なる場合があります（表4参照））。

〈給付対象区分〉

○認定こども園



全ての施設が、対象となります。
（平成30年度現在三木町にはありません。）

○保育所



全ての施設が、対象となります。

○地域型保育



対象施設となりますが、施設の意向により、対象とならない場合もあります。

○公立幼稚園



全ての施設が、対象となります。

○私立幼稚園



対象施設となりますが、施設の意向により、対象とならない場合もあります。

（三木町の私立幼稚園は対象になりません。）

表1 〈支給認定区分〉

年齢	保育の 必要性	支給認定区分	利用できる 施設・事業	有効期間	現況届
満3歳 以上	なし	1号認定 （教育標準区分）	幼稚園 認定こども園	最長3年間（小学校就学の始期に達するまで）	認定事由に該当し ていることの確認 や利用者負担の決 定の必要を踏まえ、 1年に1回行います
	あり	2号認定 （保育標準時間）	保育所 認定こども園	最長 3 年間（小学校就学の始期に達するまで） ただし、保育を必要とする事由に該当しなくな った場合はその時点まで	
		2号認定 （保育短時間）			
満3歳 未満	あり	3号認定 （保育標準時間）	保育所 認定こども園 地域型保育	満 3 歳の誕生日まで ただし、保育を必要とする事由に該当しなくな った場合はその時点まで	
		3号認定 （保育短時間）			

1号認定・・・満3歳以上で教育のみを希望する子ども

2号認定・・・満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども

3号認定・・・満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育を希望する子ども

〈注意事項〉

※ 保育所利用期間以内に満3歳を迎える場合、3歳の誕生日の前々日から3号認定から2号認定に自動更新され、当月中に各保育所より新しい支給認定書をお渡しします。保育料には影響ありません。

保育の必要量

2号認定・3号認定については、保育の必要量により、さらに「保育標準時間（フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間））」、「保育短時間（最長8時間）」のいずれかの認定を受けることが必要となります。その他の事由についても、世帯の状況に応じて保育の必要量の認定をします。

表2〈保育の必要量〉

保育必要量	保育の利用時間	対象事由
保育標準時間	11 時間まで/1 日	就労（月 120 時間以上）、災害復旧
保育短時間	8 時間まで/1 日 （午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分の間）	就労（月 48 時間以上 120 時間未満） 求職活動 育児休業

＜注意事項＞

- ※ 保育の利用時間は、施設が開所している時間内の範囲での利用となります。
- ・産前・産後・疾病・障がい、親族の介護・看護、就学については、家庭の状況に応じて「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに区分します。
- ・「保育標準時間」の認定を受けられる方でも、「保育短時間」を希望される場合は、保育短時間の認定を受けていただくことも可能です。
- ・「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、表3で定める書類に基づいて行いますので、必ずしも希望する保育の必要量（利用可能時間）の認定が決定されるとは限りません。あらかじめご了承ください。



入園・入所の流れについて

保育所（園）の入所受付について

4 月入所受付は、毎年 10 月下旬ごろから 11 月初旬に行い、この期間を過ぎての申込みは、優先順位が下がり、希望保育所、希望月の入所ができない恐れがあります。受付日等は毎年、三木町広報 11 月号（10 月 20 日発行）でお知らせしますので、そちらでご確認ください。

年度途中の保育所の入所受付は、入所したい月の前月の 1 日から 5 日（土日祝日の場合はその翌日）の間です。申込みをする前に、入所したい保育所にお子さんを見学をし、空き状況等を保育所に確認してください。

町外からの転入の場合、入所前月の 10 日までに転入手続きを終わらせてください。



※ 周知会・案内の日程は保育所によって違います。日程が決まり次第、各保育所よりお知らせします。

※ 1 か月以上の長期欠席や、半月以上欠席する（病欠等を除く）場合、退所していただく恐れがあります。

施設を利用するための申請書類

①支給認定申請書

②入園（所）申込書

（①・②は子ども 1 人につき 1 枚申請・申込みしてください。）

③利用者負担（保育料）算定のための必要書類（表 5）

④保育の必要性を証明する書類（表 3）

（③・④は同じ施設にきょうだい（子ども 2 人以上）で申し込む場合は年長者に原本が一通、きょうだいにはコピーをつけてください）

⑤マイナンバー（個人番号）

※申請書類は、役場担当課または各保育所にあります。

三木町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

三木町役場

検索

<http://www.town.miki.lg.jp/>

三木町ホームページから「子育て」→「保育所」へ

支給認定の変更申請について

支給認定の内容に変更が生じた場合には、支給認定の変更申請（前頁①と同じ書類）が必要となります。毎月 25 日までに次月の変更を受付します。

支給認定の変更申請が必要なケース

- ・保護者の状況（氏名・住所・連絡先等の変更）
- ・世帯の状況（世帯員の増減・障害者手帳の取得等）
- ・保育を必要とする事由（保護者の就労状況等の変更・妊娠出産にともなう家庭内保育状況の変更）など

提出書類

- ・支給認定申請書（変更に○印をつける）（子ども 1 人につき 1 枚）
- ・添付書類（表 3・表 5 を参照）

《お願い》

保育の必要量の判定での時間内は、延長料金はかかりませんが、あくまで家庭で保育できない時間の保育であり、提出書類等で必要とされた時間の利用となります。集団行動を学ぶ教育時間のないときはご家庭での保育をお願いします。



保育の必要性の認定と提出書類について

保育の必要性の事由

保育所または認定こども園での保育の利用を希望される場合には、保護者（同居者）全員が表3の保育を必要とする事由のいずれかに該当することが必要です。施設の利用申請の際に、必要書類を提出していただきます。

入所（園）後、毎年10月下旬ごろ、次年度継続の有無確認のため、現況届を提出していただきます。その際にも必要です。

表3＜保育を必要とする事由と必要提出書類＞

保育を必要とする事由		基準	必要提出書類
①	就労	子どもの保護者が仕事をするのが日常なので、その子どもの保育ができない場合 （ひと月あたり 48 時間以上（週 4 日以上）労働することが、常態であること）	就労証明書（就労者全員） （事業所勤務の場合：事業所の証明、自営業の場合：自営を行っている地区の民生委員の証明）
②	産前・産後	子どもの保護者が出産前後のため、その子どもの保育ができない場合	母子手帳（写） （父母の名前と分娩予定日又は出産日のわかるもの）
③	保護者の疾病・障がい	子どもの保護者が病気、負傷、心身に障がいがあったりするので、その子どもの保育ができない場合 （疾病または負傷していること、精神もしくは身体に障がいを有していること）	診断書（保育ができない状況及び治療期間の記載があるもの） 身体障害者手帳（写） 療育手帳（写）など、保育の必要性がわかるもの
④	同居親族の介護・看護	子どもの保護者が長期にわたり同居の親族等を常時介護等しているため、その子どもの保育ができない場合	診断書（介護を要する程度を記載したもの） 身体障害者手帳（写） 療育手帳（写） 介護保険被保険者証（写）など、保育の必要性がわかるもの （相談の上、必要書類の提出）
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたってため、その復旧の間子どもの保育ができない場合	相談の上、必要書類の提出
⑥	求職活動	子どもの保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その子どもの保育ができない場合	就労証明書（就労予定書欄） ハローワーク登録証（写） ※入所後 2 か月以内に事業所欄に記入された就労証明書を提出
⑦	就学	子どもの保護者が常時就学のため、その子どもの保育ができない場合 （各種学校、その他教育施設に在学していること・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること ※自動車学校・通信教育・在宅学習・習い事等は除く）	在学証明書又は学生証（写） （在学証明書は申請時と入所後の 2 回提出（申請時から年度を跨ぐ場合））
⑧	虐待や DV の恐れがあること		相談の上、必要書類の提出
⑨	育児休業を取得して育児中	育児休業から仕事復帰をする 1 か月前であること、または育児休業中の保護者の当該休業に係る子どもの兄弟で既に保育所入所中の場合	就労証明書 （事業所の証明、産休育休期間の記入されたもの） 新規入所の場合：入所月の翌月上旬まで（要相談） 育児休業中の保護者の当該休業に係る子どもの兄弟で既に保育所入所中の場合：育児に係る子が、満 1 歳に達する前日までのもの
⑩	その他	上記に類する状態として、町長が認める場合	相談の上、必要書類の提出

〈注意事項〉

- ※ 2 号・3 号認定の支給認定の際には、保護者以外に子どもと同居している 65 歳以上の祖父母等の親族の方については、保育できない証明は必要ありませんが、申込みが定員を超える場合、入所の優先度を考慮する書類として必要になることがあります。
- ※ ⑨育児休業を取得して育児中の証明は、継続児童の場合、育児に係る子が、満 1 歳に達する前日までのものに限り、出産日から 1 年以上育休を取得する場合は、②産前・産後扱いとなり、出産後 8 週目のかかる月の末日までの有効期間となります。

認定を受けた場合でも有効期間の異なるものがあります。表4の事由の場合、期間を過ぎると認定解除（退所）になります。

表4〈表1とは異なる有効期間〉

保育を必要とする事由	有効期間
産前・産後	効力発生日（出産予定日の6週前にあたる日が属する月の初日）から出産後8週目のかかる月の末日まで
求職活動	効力発生日から2か月以内
就学	効力発生日から保護者の卒業予定日、または終了予定日が属する月の末日まで
育児休業を取得して育児中	育児に係る子が、満1歳に達する前日の属する月の末日まで（産育休前からの継続児童に限る）

〈注意事項〉

- ・効力発生日とは、支給認定の効力が生じた日をいいます。
- ・就労について、勤務終了日が決まっている場合は、その日までが有効期間となります。
- ・求職活動について、入所から2か月以内に勤務先が決まらない場合は、有効期間終了後の施設利用ができなくなります。（例：4月入所の場合5月末までに就労）
- ・就労理由での保育を必要とし認定を受けた後、退職された場合や就労時間が保育所の必要事由の条件より減少したときは、求職活動となり有効期間が発生します。

利用者負担（保育料）とその算定に必要な書類について

利用者負担（保育料）について

子ども・子育て支援制度では、施設に支払う利用者負担（以下：保育料）は、国の基準額を上限として、保護者の所得に応じて町が定める負担額となります。父母及び生計の主宰者（※1、※2）であるかたの市町村民税課税額の合計により決まります。

※1 生計の主宰者とは、「世帯の中で収入及び市町村民税が最も多い」、「お子さんを税法上の扶養家族としている」、「健康保険の扶養家族としている」「同居や光熱費等の名義人、または支払いをしている」など世帯の生計をたてている人です。

※2 保護者（父母）が非課税世帯であっても同居所に生計の主宰者（祖父祖母等）があり、生計の主宰者が課税世帯の場合、保育料の算定対象になります。

〈注意事項〉

- ・町が定める保育料を基準とし、子どもの年齢、保護者世帯の市町村民税所得課税額等に応じて決定します。配当控除・住宅ローン控除・寄付金控除・外国税控除は保育料に加算されます。
- ・保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）に応じて保育料が異なります。
- ・年度途中、税申告が変更された場合、保育料決定時にさかのぼって算定し、徴収または返金いたします。

※ 表5の①に該当する方は、継続利用する限り毎年6月中旬に提出をお願いします。提出されない場合は、保育料の軽減ができなくなる恐れがあります。

《注意！》

保育料算定時（入所時または9月の切り替え時）に所得の申告が確認されない場合は、保育料の軽減ができませんのでご注意ください。

保育料算定のために必要となる書類

次の状況の区分に該当する場合のみ、必要な書類を提出してください。

表5〈算定のための必要書類〉

状 況	提出書類
①年度の途中に転入した、または家事や仕事の都合上、三木町に住居していない保護者	前年1月1日に住民登録のあった市町村の「所得課税証明書」の写し・ 当年1月1日に住民登録のあった市町村の「所得課税証明書」の写し（当年6月1日以降に取得可能）※マイナンバーを提示することで省略可
②申請・申込みする児童のきょうだい町外、または子ども・子育て支援制度に移行していない私立幼稚園等に在園中	在園証明
③申請・申込みする児童の義務教育を終えた15歳以上のきょうだい	入所児童のきょうだいで扶養することもある場合は、その子どもの学生証の写しまたは在学証明書、健康保険証の写し等
④入所児童本人、またはそのきょうだい及びその保護者に障害者手帳が交付されている	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の写し
⑤ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療証の写し、または児童扶養手当の証書の写し
⑥生活保護の適用を受けている	生活保護受給者証の写し

※ 「同居の親族に障害者手帳が交付されている」「ひとり親家庭等」「生活保護の適用を受けている」かたで必要書類が提出されない場合、町民情報（障害者手帳の交付・ひとり親認定・生活保護認定等）を確認させていただく場合があります。



保育料の切り替え時期

子ども・子育て支援制度では、毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

当年度4月分から8月分までは、前年度の市町村民税所得割課税額等に基づいて算定され、9月分から3月分は当年度の市町村民税所得割課税額等に基づいて算定されます。（次年度継続利用される場合は、翌年8月分まで。）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市町村民税額等に基づく保育料						当年度の市町村民税額等に基づく保育料					

保育料一覧

表6〈利用者負担金額（保育料）（2号・3号認定子ども）〉

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担月額（円）					
階層 区分	定 義			3 歳児未満		3 歳児		4 歳児以上	
				保 育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	生活保護世帯			0	0	0	0	0	0
B	A 階層を除き、当該 年度の市町村民税が 非課税の世帯	ひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0
		上記の世帯に該当しない世帯		7,000	7,000	5,000	5,000	5,000	5,000
C1	A 階層を除き、当該 年度の市町村民税の 均等割の額のみ（所 得割の額のない）世 帯	ひとり親世帯等		5,000	4,900	3,500	3,400	3,500	3,400
		上記の世帯に該当しない世帯		11,000	10,800	8,000	7,800	8,000	7,800
C2	A 階層を除き、当該 年度の市町村民税の 所得割の額が次の区 分に該当する世帯	1 円以上 48,600 円未満	ひとり親世帯等	7,500	7,400	5,000	4,900	5,000	4,900
			上記の世帯に 該当しない世帯	16,000	15,800	13,000	12,800	13,000	12,800
C3- 1		48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	8,500	8,400	5,500	5,400	5,500	5,400
			上記の世帯に該 当しない世帯	23,000	22,600	20,000	19,600	19,000	18,600
C3- 2		57,700 円以上 72,800 円未満	ひとり親世帯等	8,500	8,400	5,500	5,400	5,500	5,400
			上記の世帯に 該当しない世帯	23,000	22,600	20,000	19,600	19,000	18,600
C4- 1		72,800 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900	6,000	5,900	6,000	5,900
			上記の世帯に 該当しない世帯	30,000	29,600	27,000	26,600	25,000	24,600
C4- 2		77,101 円以上 97,000 円未満		30,000	29,600	27,000	26,600	25,000	24,600
C5		97,000 円以上 133,000 円未満		36,000	35,500	31,000	30,500	28,000	27,100
C6		133,000 円以上 169,000 円未満		42,000	41,400	32,000	31,400		
C7		169,000 円以上 301,000 円未満		46,000	45,300	36,000	35,300		
C8		301,000 円以上 397,000 円未満		48,000	47,100	38,000	37,100		
C9		397,000 円以上		50,000	49,100	40,000	39,100		

※ 上記の表の内容は平成30年10月1日現在であり、保育料の基準となる国の政令が定められた場合、今後変更することがあります。

※ 表5〈保育料算定のための必要書類〉によって、減免がある場合があります。

※ 保育料の年齢は、年度毎4月1日の満年齢で分けられます。（4月2日生まれから翌年4月1日生まれまで）

※ 保育料は、月額で納めていただくことになっています。長期欠席などでもお返しすることはできません。

※ 保育料のほかに、教育・保育の提供にあたって必要となる教材費や行事費用などが発生します。詳しくは利用施設にお問い合わせください。



多子世帯の保育料の軽減について

現に扶養する児童（生計をともにする扶養している子ども）が2人以上いる世帯で、保育所に入所する第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料になります。

- ※ 現に扶養する児童（生計をともにする扶養している子ども）とは、住民登録が別であっても学生等で生計をともにする子どものことです。保育を必要とする子どものきょうだいで、18歳以上であっても親の扶養に入り、収入のない子どもはこの対象になります。
- ※ 生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。ひとり親世帯等で、多子世帯・年収約360万円未満相当の世帯（表6のBからC4-1）は前頁の図を参考にしてください。
 - ・ひとり親世帯等で市町村民税が非課税でも、生計の主宰者（祖父母等）がいる場合は加算されます。
- ※ 町基準の算定で第2子半額、第3子以降は無料とありますが、国基準の算定後に町基準の算定になりますので、保育料の算定に必要な書類は必ず提出してください。

《注意！》

算定に必要な書類の提出がない場合、または所得の申告がなされていない場合、すべての助成を適用できません。したがって町基準の保育料最高額を全額自己負担していただきます。



〈多子世帯の保育料負担軽減〉

0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 小1 小2 小3 小4 小5 小6 中1 中2 中3 高1 高2 高3 →

全階層共通

第1子 全額
第2子 半額
第3子以降 無料

生計をともにする扶養している子どももカウントする

低所得世帯 B～C3-1

第1子 半額（表6に記載の金額）
第2子以降 無料

生計をともにする扶養している子どももカウントする

ひとり親世帯等 階層B～C4-1

保育所一覧と保育時間



三木町立神山保育所

定員：60名
住所：鹿庭 1756
電話：087-899-0322
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

大宮保育園

定員：90名
住所：池戸 2155-2
電話：087-898-0406
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後7時00分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

平井保育園

定員：90名
住所：平木 224-5
電話：087-898-9775
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後7時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

三木町立下高岡保育所

定員：60名
住所：下高岡 1151
電話：087-898-2750
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

砂入保育園

定員：90名
住所：池戸 2954-3
電話：087-898-2913
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

長覚寺保育所

定員：90名
住所：氷上 3903-1
電話：087-898-7658
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

三木町立ししの子保育所

定員：19名（0～2歳児）
住所：池戸 1388-34
電話：087-864-4405
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

いちご保育園（香川大学医学部敷地内）

定員：15名
住所：池戸 1750-1
電話：087-891-2488
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時30分
（土曜）午前7時30分～要事前申込

氷上保育所

定員：110名
住所：氷上 1251
電話：087-898-8365
保育時間（延長保育含む）：
（平日）午前7時30分～午後6時45分
（土曜）午前7時30分～午後は相談

よくある質問について

Q1 幼稚園と保育所の違いは？

- A1 幼稚園は、学校教育を目的とした文部科学省所轄の施設です。学校教育法に基づき、「幼稚園教育要綱」による教育の場です。幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的としています。
- 保育所は、保護者の委託を受けて乳幼児の保育を目的とする厚生労働省管轄の施設です。児童福祉法に基づき、「保育所保育指針」による保育の場です。保護者の委託を受けて、保育を必要とする乳児または幼児を保育することを目的としています。
- ※平成13年度より、満3歳児以上の幼稚園教育要綱・保育所保育指針の基本は統一されています。

Q2 2号・3号認定の申請を希望していますが、就労証明等の提出書類がそろわず、申込受付期間内に提出できそうにありません。どうすればよいでしょうか？

- A2 支給認定申請は、必要書類がそろっていないと受付できません。原則として、受付期間中に書類がそろわない場合は、期間後扱いとします。期間後扱いとなると、利用調整の際、期間内に提出されたかたに比べて優先度が下がります。希望月の入所ができない場合があります。

Q3 子どもが3歳児で夫婦共働きですが、幼稚園と保育施設を併願する予定です。どのような申請を行えばよいでしょうか？

- A3 第1希望の施設への申請方法でお申込みください。利用調整の結果、第1希望施設に入所できなかった場合、第2・第3希望の施設へ利用調整します。町において認定を決定し、申請者へ連絡いたします。（第1希望の保育所へ入所できず、第2希望の公立幼稚園に決定した場合、役場から幼稚園へ申請書を送りし、申請者へご連絡します。）

Q4 利用申込時点では町外に住所があり、4月の入園までに三木町へ転入する予定ですが、申請はできますか？

- A4 転入予定でも申請をすることはできます。利用申込書に記載する住所は、転入予定の三木町の住所を分かる範囲でご記入いただくほか、現住所も忘れずに記入しておいてください。入所する前月の10日までに転入手続きを終わらせてください。三木町へ転入後、支給認定の交付・入所承諾書を発行します。期日までに転入できない場合、早めに窓口にご相談ください。

なお、三木町へ転入した際には、支給認定の交付・入所承諾書の発行を速やかに行うために、希望する施設の所管課までご連絡ください。

Q5 支給認定申請時点では育休中ですが、来年度4月からは職場復帰が決まっている場合、どのような申請が必要で、どのような認定を受ける必要がありますか？

- A5 4月入所の場合、申請いただく認定の有効期間は次年度4月1日からとなるため、次年度4月1日時点での家庭状況により認定することになります。つまり、4月から職場復帰を予定している場合、月の勤務時間が120時間を越える方は保育標準時間認定を受けられることになります。なお、申請の際4月以降の状況が分かる書類が必要となりますので、育休中の方は育休の期間や復帰予定日が明記された就労証明書を提出していただきます。

慣らし保育等を考えて5月復帰や時短勤務をする場合、4月は保育の必要性が低いので保育短時間になり、4月25日までに変更届を提出し5月から保育標準時間となります。

Q6 支給認定の変更はどういう時にどのようにして提出するのですか？

- A6 家庭の状況が変わったとき、必要書類といっしょに変更届を提出していただきます。申請用紙は各保育所または三木町役場まんてが子ども課にあります。

「申請に係る就学前子どもの氏名等」、「保護者氏名・住所・連絡先」、「税情報等の提供に当たっての署名欄」を必ず記入・捺印し、他は変更されたところのみの記入でかまいません。

各保育所または三木町役場まんてが子ども課へ提出ですが、毎月25日に事務処理を行いますので、各保育所に提出する場合は、お早めをお願いします。

月ごとの変更ですので期日を越えた場合、次月からの変更はできません。

Q7 保育短時間ですがたまに残業があり、午後4時半に間に合わないときがあります。延長して利用できますか？

- A7 延長料金を支払って利用することは可能です。保育士の人員配置等がありますので、保育所と相談の上、ご利用ください。

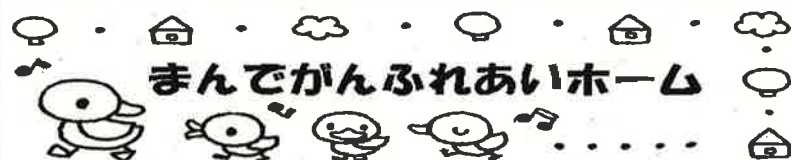
Q8 現在、妊娠中ですがおなかの子の保育所の入所申込みはできますか？

- A8 出生されていない子どもの申込みはできません。

ちょっと預かってほしいときには・・・

まんでがんふれあいホーム・ほたるホーム

保護者が病気、冠婚葬祭、就職活動、リフレッシュしたいときなどのほか、家族の入院、通院、介護などの緊急時に一時的にお子さんを預かる施設です。空き状況等は直接施設へお問い合わせください。



場所：田中 1279 番地

電話：087-898-2759

受付時間：8：30～17：00

（ただし、7：30～8：30/17：00～21：00 の利用につきましては利用日の3日前までに申請をお願いします。）

利用日及び利用時間

月曜日から土曜日（日祝日、年末年始は休日とします。）

午前7時30分から午後9時まで

ただし、上記日祝日のうち日曜日については結婚式、法事等の場合に限り10日前までの予約により午前7時30分から午後9時までの利用ができます

対象児及び定員

三木町に住民票がある方で、生後6か月から小学校就学前の児童

定員：9人

（児童1人につき1か月あたり14日以内（ほたるホーム含む））

利用料等

1時間あたり200円

安全保険料 年額800円

（初回申込書提出時に加入していただきます。）

☆ お弁当・おやつ・水筒等、必要に応じて各自持参してください。

その他

保育室は冷暖房・空気清浄機を完備しています。

伝染病にかかっている時、熱がある場合は保育できません。

また、下痢、嘔吐、目の充血などのお子様は、保育ができない事がありますのでご了承ください。

急な発熱など緊急時には、保護者の方で対応をお願いします。



場所：鹿伏 155 番地 3

電話：087-899-5770

受付時間：8：30～17：00

（ただし、17：00 から翌日 8：30 までの利用につきましては、利用日の3日前までに申請をお願いします）

利用日及び利用時間

月曜日から土曜日（日祝日、年末年始は休日とします。）

24 時間（前日が休日の時は午前7時30分以前及び翌日が休日の時は午後9時以降を除く。）

ただし、上記日祝日のうち日曜日については結婚式、法事等の場合に限り10日前までの予約により午前7時30分から午後9時までの利用ができます

対象児及び定員

三木町に住民票がある方で、生後6か月から小学校就学前の児童

定員：5人

（児童1人につき1か月あたり14日以内（ふれあいホーム含む））

利用料等

午前7時30分から午後9時までは1時間当たり200円。

それ以外の時間は、1時間当たり300円

安全保険料 年額800円

（初回申込書提出時に加入していただきます。）

☆ お弁当・おやつ・水筒等、必要に応じて各自持参してください。

その他

保育室は冷暖房・空気清浄機を完備しています。

伝染病にかかっている時、熱がある場合は保育できません。

また、下痢、嘔吐、目の充血などのお子様は、保育ができない事がありますのでご了承ください。

急な発熱など緊急時には、保護者の方で対応をお願いします。

〈問い合わせの際、お使いください〉

ちょこっとメモ

うちの子情報

○年齢（今年度4月1日現在の年齢）

歳

○誕生日

平成 年 月 日生まれ

○いつから入園（所）希望

平成 年 月から

○幼稚園 or 保育所 or 迷い中

（施設名等）

○他きょうだいがいる or いない

（学年（年齢）・利用施設等）

○預けたい理由

○その他（気になること）

利用金額や保育所利用条件等、聞きたいこと・知りたいこと

がんたんチェックリスト

申込みの際、窓口にとっていくもの

☐支給認定申請書

☐入所申込書

☐印鑑（書類に訂正等があった場合に必要）

☐マイナンバー（個人番号）

仕事が理由の場合

☐就労証明書（父・母）

仕事以外での理由の場合

☐診断書

☐母子手帳

☐在学証明または学生証コピー

☐その他（ ）

表3＜保育の必要とする事由と必要提出書類＞②から⑩を参照

転入等で三木町に当年度住民登録がなかった場合

☐所得課税証明書（父・母）

※マイナンバーで省略可

その他必要とされる書類がある場合

☐（ ）

〈お問い合わせ先〉



保育所管轄
まんでがん子ども課
子育て支援係
TEL 087-891-3322

三木町役場

検索

<http://www.town.miki.lg.jp/>